

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市経営体育成支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	地域の将来を担う中心経営体等が経営規模の拡大、経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等を支援することで、地域農業の担い手の育成・確保を図るため、経営体育成支援事業に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの
補助事業者	①融資主体補助型経営体育成支援事業:適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 ②追加的信用供与補助事業:新潟県農業信用基金協会 ③被災農業者向け経営体育成支援事業:重大な気象災害による農業被害の証明を受けた経営体
補助対象経費	農業用機械、施設、簡易な土地基盤の整備など
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討 -
補助金額(定額、上限、下限等)	①融資主体補助型経営体育成支援事業:事業費の3/10以内又は融資額のいずれか低い額(千円未満切捨て)。ただし、1助成対象経営体当たりの上限を300万円とする。 ②追加的信用供与補助事業:定額 ③被災農業者向け経営体育成支援事業:国が示す基準による額
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 -
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 -
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	農業法人数:H29:38組織→H33:45組織 新規就農者数:H28:13経営体/年→H31:34経営体/年 認定農業者数:現状:1,172人→H31:1,300人 ○目標に対する費用対効果(計算式) 農業従事者の減少と高齢化が進む中であって、地域農業の将来を担う中心的経営体の経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等の取組を支援することで、農業法人化による経営発展や経営継承の円滑化、個人農家の経営安定や新規就農者確保など、地域の担い手の確保・育成による持続可能な地域農業の確立につながる。 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由 -
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課 農業企画係
事業担当 (電話番号)	0259-63-5117